



発行 税理士法人 **中央総研**

桑名市大福 406-1
TEL 0594-23-2448
FAX 0594-23-3303
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
URL: http://mie-cri.com

今月の担当

課長 河野 智美
グループ長 森 真子

「お釈迦様」と「コーヒーの友」

【はじめに】

5月になりますと、すっかり初夏と云うよりは、真夏のような季節となってまいりました。

今月は、精神世界の話をしてみたいと思います。

【精神世界への誘い】

(1) 無我の境地

ヨガにおける**瞑想**には2種類あります。

- ① Concentration
(コンセントレーション)

「針の穴に糸を通す」

ように一点集中する方法です。

禅宗の**曹洞宗**の**只管打坐**(しかんたざ)が該当します。

- ② Meditation
(メディテーション)

マンダラなどを観ながら、思い巡らす方法です。禅宗の**臨済宗**妙心寺派の**公案**(こうあん)を与え、瞑想する方法が該当します。

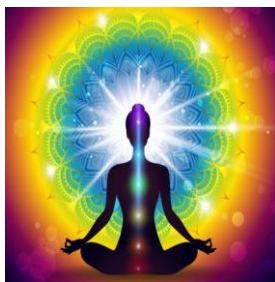
(2) 7つのチャクラ

人の身体には、7つのチャクラ(ホルモンの分泌腺)が有ると云われています。

チャクラとは、サンスクリット語で「車輪」を意味する言葉です。

- ① サハスララチャクラ(頭の上、百会)
- ② アジナチャクラ(眉間の奥、松果体)
- ③ ヴィシュダチャクラ(喉)
- ④ アナハタチャクラ(心臓)
- ⑤ マニピュラチャクラ(胃)
- ⑥ スワディスタナチャクラ(臍下丹田)
- ⑦ ムラダーラチャクラ(会陰)

このチャクラに集中して瞑想すると、これらのチャクラが開発されて、超能力を得ると伝えられています。



【お釈迦様】

次に、**お釈迦様**のお話をしてみたいと思います。お釈迦様は、紀元前5~6世紀ごろ、北インド(現在のネパール)の釈迦族の王子様として生まれ、**ゴータマ・シッダールタ**と呼ばれていました。仏教の開祖であります。

何の不自由もない暮らしから、難行・苦行の旅に出ます。山中で、瞑想と過酷な苦行(「**6年麻麦の行**」、1日に1粒の麻の実と1粒の麦の実のみの苦行を6年間行う)を続けたのです。しかし、悟りを得ることが出来なかったのです。

断食する釈迦の像
(紀元前2世紀)



【お釈迦様の悟り】

悟りに至らないまま失望のまま、お釈迦様は下山しました。麓(ふもと)まで出ると、優しい娘さんに出会います。この娘さんが、ヤギのミルクで作ったお粥を差し上げたのです。お釈迦様はこのお粥を召し上がり、菩提樹の下で深い瞑想に入りました。

瞑想後に、お釈迦様は悟りを開いたのです。7つのチャクラが同時に開いたと思います。仏教の始まりです。

【この優しい娘さんの名前は?】



答えは:「**スジャータ**」です。



この会社は上手いネーミングをしましたね。

《代表社員 笹谷俊道》

ちょっと一息にと、コーヒーを飲む方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回はコーヒーの効果をご紹介します。

人材確保等促進税制・雇用促進税制

以前より中小企業が給与を増やすと法人税の税額控除が受けられる「所得拡大税制」が施行されていました。

令和3年4月1日事業開始年度から中小企業が適用できる制度として、「令和3年度税制改正の所得拡大税制」と「人材確保等促進税制」があります。人材確保等促進税制は大企業が適用できますが、中小企業はどちらも適用可能なので人材確保等促進税制の試算の検討が必要です。

両制度の要件は以下の通りです。

【所得拡大税制】

中小企業が前年度より給与を増加させた場合に、増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。令和3年度の税制改正の制度は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間に開始する事業年度が対象です。

《適用要件》

「雇用者給与等支給額」が前年と比べて
1.5%以上増加

↓

「控除対象雇用者支給増加額」も15%を法人税額から控除

以前は継続雇用者の給与を比較しなければならず、個人別の給与を見なければならなかったところ、給与総額から差し引くべきもの(役員とその特殊関係者に対する給与、雇用調整助成金など)を引いたものを前期と比較すればよいことになりました。

【人材確保等促進税制】

《通常要件》

「新規雇用者給与等支給額」が前年度より2%増加
控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を法人税額から控除。

この制度は新規雇用者給与等支給額が増加するのが要件である点です。給与総額の増加ではなく、新規雇用に焦点をあてています。

<河野>

個人住民税の給与天引き

個人住民税は、個人の収入に対してかかる税金です。1月1日～12月31日までの1年間の収入に対する個人住民税を、翌年6月1日から1年間かけて納付することになります。(例：令和3年分の個人住民税は、令和4年6月1日～令和5年5月31日の1年間で納付)

個人住民税額が決定するまでの流れは下記となります。

- ① 1月1日時点で住んでいる市町村に事業所(勤務先)から、給与支払報告書を提出。
提出期限は、1月1日～1月31日まで。
- ② 市町村にて、住民税額を計算。
- ③ 市町村から各事業所へ、納税額の通知。

納税額の通知は、例年、5月から6月にかけて、各事業所に届きます。

通知書をもとに、6月分給与計算から給与天引きする個人住民税を反映させていきます。

市町村から届いた通知書には、すでに退職した人のデータが記載されていることがあります。これは、事業所が市町村に給与支払報告書を提出した後に、退職した従業員がいる場合に発生します。すでに退職した人のデータが記載されていた際には、該当の市町村に『給与所得者異動届出書』の提出が必要になります。給与支払報告書を市町村に提出する際に、退職予定のある従業員については、その旨を記載して提出することで、退職者のデータが記載されること防ぐことができます。

中途採用の従業員の場合、前職で天引きされていた個人住民税を転職後も同じように給与天引きして欲しい、という要望が出てくる場合もあります。

その際には、その従業員が住んでいる市町村に『特別徴収への切り替え依頼書』を提出することで、給与天引きに切り替えることが可能です。

個人住民税の計算は各市町村が行っているため、各市町村での計算時間や、従業員からの申し出のタイミングによっては、切り替えまでに時間がかかることもあります。

従業員の入退社の際には、個人住民税に関する手続きの確認が必要となります。

<森>

リラックス効果、リフレッシュ効果、肥満予防、二日酔い、健康維持等
コーヒーを1日2杯程度飲むとシミが出来にくくなる研究結果もあるようです。